

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の目的
2. 計画の位置付け
3. 計画期間
4. 計画の見直し

第1章 計画の基本的事項

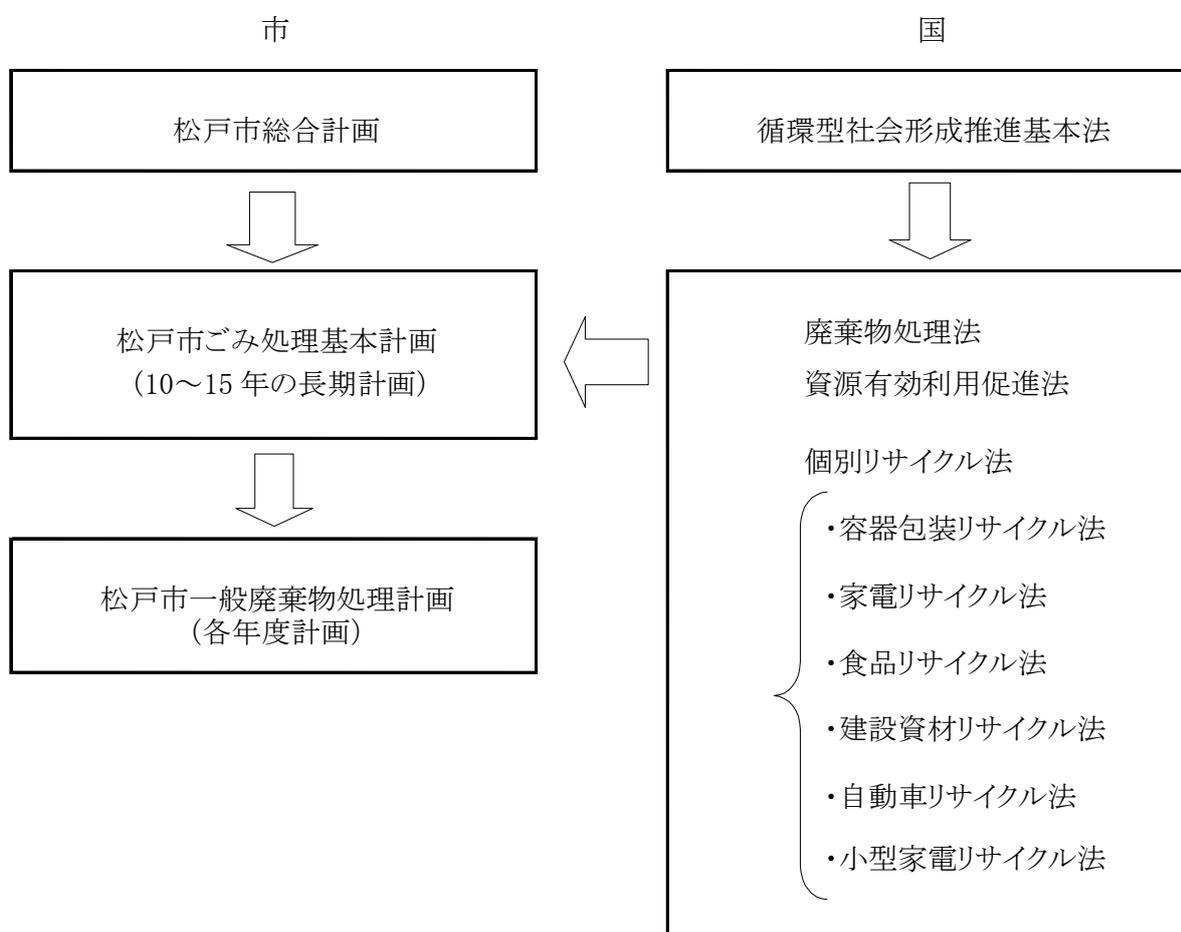
1 計画の目的

「ごみ処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の規定により、市域で発生する一般廃棄物（ごみ）の処理に関して定める長期計画で、資源循環型社会の構築に向けて、長期的・総合的な視点から本市におけるごみ減量・資源化および適正処理を推進するために、ごみ処理の基本方針を明らかにするものです。

2 計画の位置付け

本計画は、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法などの関係法令等を踏まえ、松戸市総合計画で示す本市のごみ処理行政に係る具体的な計画として位置付けるもので、一般廃棄物（ごみ）処理に関する最上位計画です。

松戸市ごみ処理基本計画の位置付け



3 計画期間

本計画の期間は、平成 20 年度（2008 年度）を初年度として、松戸市総合計画期間の平成 32 年度（2020 年度）までとします。なお、一部改正による計画期間は、平成 25 年度から平成 32 年度となります。

4 計画の見直し

本計画は、概ね 5 年を目途に見直しを行うこととします。ただし、法令等の改正など廃棄物を取り巻く社会情勢が急激に変化した場合は、必要に応じて見直しを行います。なお、本計画の内容は、平成 20 年度に策定したものをベースとして、見直しを行ったものです。

